

加須市防災出前講座実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然災害等に対する備えや市が行う防災対策についての理解と関心を深め、市民等の意識の高揚や、地域の防災活動の活性化を図り、もって防災につよいまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(講座の主催者)

第2条 出前講座を開催できるものは、市内に在住、在勤又は在学する概ね10人以上で構成された団体、事業所、学校、公的団体等とする。

(講師)

第3条 講師は、主に防災行政担当課の市職員とする。

(講座の内容)

第4条 出前講座の内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地震に対する備えや避難等の普及啓発
- (2) 風水害に対する備えや避難等の普及啓発
- (3) その他の災害に対する備えや避難等の普及啓発
- (4) 災害備蓄品に対する普及啓発
- (5) 地域防災計画や防災ガイドブック等の普及啓発
- (6) DIGやHUGなどの災害図上訓練
- (7) その他、防災対策に関する事項

※ 本出前講座は、主として防災につよいまちづくりの推進に寄与するために上記の講座を実施するもので、要望・苦情の申し入れ、また話し合い・交渉等をする場ではありませんので、趣旨をご理解の上ご利用ください。

(開催日及び時間)

第5条 出前講座の開催日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日を含め、12月28日から1月4日までを除いた日で、午前10時から午後8時(土・日・祝日は午後5時)までの間で、1講座につき質疑応答や意見交換等を含んで2時間以内とする。なお、市内の各自主防災組織による自主防災訓練や市主催・共催の事業が予定・実施される場合及び緊急な業務が発生した場合には、原則、出前講座は実施できません。そのほか、業務の都合により、日程の変更または中止させていただく場合があります。

（開催場所）

第6条 出前講座の開催場所は、市内の公共施設及びその他これらに準ずる施設とし、開催しようとするもの（以下「申請者」という。）が確保するものとする。

（開催の申込）

第7条 申請者は、市の受理確認日が、講座開催希望日の1か月前（土日及び祝祭日を含む）までに出前講座開催申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。なお、申請は、持参、郵送、FAX又は電子メールにより申し込むものとする（要電話）。

また、申し込みを受けてから後、危機管理防災課から、打ち合わせ等の連絡をさせていただきます。なお、市が申請書を収受してから3日（土日、祝日を除く。）を経過しても連絡がとれない場合は、当該申請を無効とします。

（開催の承認通知等）

第8条 市長は、前条の申請があったときは、申請のあった講座内容、開催日時等について開催の承認又は不承認を決定し、講座開催（承認・不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、開催の承認をする場合において、必要と認めるときは、条件を付することができる。

（開催の制限等）

第9条 市長は、出前講座の開催の承認を受けた者（以下「主催者」という。）が次の各号の一に該当すると認めるきは、出前講座の開催を不承認とし、又は開催の承認を取り消すものとする。また、開催を中断するものとする。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれがあるとき。
- (2) 政治、宗教又は営利を目的とした催しに利用するおそれがあるとき。
- (3) 上記「講座の内容」から逸脱したと認められるとき。
- (4) 活動の効果が特定の個人等にのみ帰属するもの。
- (5) その他この要綱の目的に反すると認められるとき。

（変更等の申込）

第10条 主催者は、開催の承認を受けた後、開催日時、場所その他の事項に変更があったとき、又は出前講座の開催を中止するときは、速やかに出前講座開催（変更・中止）申込書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(費用負担)

第 1 1 条 出前講座に派遣する職員の講師料は無料とする。

2 次に掲げる出前講座に要する費用は、主催者の負担とする。

(1) 施設借上料（当該施設の備品使用料を含む。）

(2) 講座に必要な原材料等の費用

(3) 有償資料代

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、平成 2 8 年 5 月 1 日から施行する。